

「江戸村方騒動顛末記」著者：高橋 敏（たかはしさとし）

昨年8月の読書欄「江戸の訴訟」は、無宿人同士が起こした殺人を村内で隠蔽した事件であった。

今回も同じ高橋敏氏著書で「江戸村方騒動顛末記」の紹介である。内容は名主の不正の訴えを代官を通り越して（越訴）、江戸の彦根藩上屋敷や寺社奉行、大目付はては幕府評定所の箱訴（目安箱同様）にまで及んだ事件である。

村人たちは、藩の領内の不正を公儀に知らしめ、公儀が注目する中で行うため、公平な裁判を実施せざるを得ないという状況を作り出すという、大胆不敵な戦略である。

本件訴訟をおこした村は、武蔵国世田谷彦根藩宇奈根村（現東京都世田谷区宇奈根）で多摩川中流に位置し、家数50戸の世田谷では中通程度の村である。

訴訟期間は、一次、二次、三次と3回にわたり、実に25年間超（文政8年（1825）～嘉永4年（1851））に及ぶ村を二分する壮絶な訴えである。

1. 第一次越訴（おつそ）（文政8年（1825））

（訴状の争点）⇒多摩川河川敷の補修工事や新田開発に絡んで村方名主に種々の不正と私欲があった旨の訴え（越訴の敢行と裁判）⇒越訴の代表者である年寄森右衛門らは直接、江戸外桜田の彦根藩上屋敷に願書を提出し越訴を敢行した。

訴状に対する裁判の扱いは、彦根藩内限りの裁判とされ、掛役人は藩内の人選、調停役は他村の名主3名で、訴えられた名主側に有利な裁判であった。（代官と訴えられた名主は従弟関係であった）

（吟味開始と判決（文政8年（1825）7.12吟味開始、判決同年9月26日））⇒9月26日一応の取り調べ終了後、証拠不十分で越訴側敗訴の結果となった。

処分⇒越訴側は、代表の森右衛門のみ村を追放・領分立入禁止、組頭・年寄の職の罷免。（訴えられた名主嘉蔵にはお咎めなし）

（二次越訴の戦略策定）⇒敗訴をものともせず次の越訴の戦略を練り、争点を広げる謀議や法律の調査と江戸市中に越訴の拡大先を具体的に考えるなどこの人たち特有の信念があり、執念深く知恵がまわる厄介な人々の集団であった。

2. 二次越訴（文政11年（1828））

（訴状の争点）⇒訴状の内容を彦根藩に加え、領外の天領、私領にまたがる広範錯綜した内容とし、公儀が注目する内容とした。

（越訴の江戸市中への拡大実行）⇒「彦根藩への張訴」「隣の福岡藩黒田家への張訴」「寺社奉行への捨訴」「大目付への駆け込み」「幕府評定所への箱訴」（全てが知ることとなり、全部をもみ消すのは不可能に近い。）（張訴：門に訴状を貼る。捨訴：門の目立つところの訴状を置く）

（再吟味：幕府への訴えを辞めることが条件）⇒彦根藩の奉行2名による厳しい取り調べ体制の設定。帳簿類の強制捜査、名主嘉蔵を桜田上屋敷に留置、代官大場弥十郎、荒居市郎兵平2名の2カ月にも及ぶ軟禁状態での厳しい取り調べが敢行された。

（判決の逆転）（文政12年7月20日）⇒名主嘉蔵は、一部不正があったとされ、罷免の上入牢50日／越訴側は、過大な願書、他領地帳外との関係をもったことにより手錠。

彦根藩関係者の処分：一次越訴の掛役人御城使高橋新五右衛門は、不十分な吟味をしたとして1カ月の閉門、代官2名は職務に不念があったとし、大場弥十郎は閉塞、荒居市郎兵平は隠居とされ一百姓に逆戻り。

3. 三度目の村方騒動

（騒動の原因）⇒藩は、名主不在の村の運営は不都合なため、処分された前名主嘉蔵の甥新次郎を新名主を選任してしまったことにより、村人たちの猛反対にあった。

（訴願行動）嘉永3年（1850）⇒前回越訴を起こした勇次郎、源右衛門らは、新名主のもとで、公平な課税の上納・御用人足の仕事ができないとし、調整役の他村名主3名に宇奈根村にもう一つの村を作ろうとする分村の訴えをおこしたのである。

（藩の強硬手段）⇒彦根藩としては、分村は到底認めることはできないため、首謀者を拘束し、厳しい取り調べが行われた。取り調べ中にも関わらず、残りの村人たちが江戸上屋敷に訴願行動を起こしている。

（処罰）嘉永4年（1851）⇒村人41人には、過料銭（3～5貫文）、役職者は居村所払い、首謀者勇次郎は所持田畑・屋敷没収・江戸所払いの処罰、源右衛門は牢死のため墓地に埋捨ての処分。

判決当日、反対が多数を占める中での新名主の運営は成り立たないとして、「名主取上」を申し渡され、以降、彦根藩では、宇奈根村では名主を置けない、取扱いが大変困難な村となった。

宇奈根村騒動の人々の信念は、幕末維新の激動を超えて次の世代へ受け継がれていくのである。越訴側の源右衛門の子孫たちは、年月を経て、村のリーダーとなり、明治に入り県会議員等の政界へ進出したり、地域の病院開業など小泉家をしっかりと継いでいったのである。

宇奈根村の人々は、大胆不敵で、無謀なところがあるが、どんな抵抗にも決してあきらめない粘り強さ、辛抱強い人たちの集団が起こした江戸後期・訴訟の歴史である。